

課長補佐

税務行政の明日をつくる



- H18.4 国税庁 長官官房 人事課
- H19.7 国税庁 課税部 法人課税課
- H20.7 大阪国税局 吹田税務署 個人課税部門
- H21.7 大阪国税局 審理課
- H21.12 国税庁 課税部 法人課税課 源泉国際係長
- H23.4 内閣官房 福島原発事故損害賠償支援機構室・事故調査委員会事務局 主査
- H25.7 国税庁 課税部 資産課税課 監理二係長
- H26.7 留学(ロンドン大学ロイヤルホロウェイ校)
- H27.7 国税庁 長官官房 相互協議室 課長補佐
- H27.9 内閣官房 IR推進事務局 課長補佐
- H29.7 大阪国税局 阿倍野署長
- H30.7 国税庁 課税部 個人課税課 課長補佐
- R元.7 国税庁 長官官房 国際業務課 課長補佐
- R2.8 OECD事務局シニアアドバイザー(移転価格ユニット)
- R5.7 現職

国税庁 徴収部 徴収課 課長補佐 **三田 浩平**

収納割合99%

2021年度、申告・調査による課税額(徴収決定済額)が約77.1兆円であったのに対し、そのうち98.8%、約76.2兆円が年度内に国庫へ収納されています。その残りが滞納になる訳ですが、同年度末の滞納残高約8,857億円は、ピーク時(1998年度)約2兆8,149億円の31.5%となっています。私たち徴収課は、法令の下、適正に収納割合の向上・滞納残高の圧縮を進めるため、滞納整理方針の策定や体制整備をしています。

徴収の使命

近年、地方税を徴収する「徴税吏員」にスポットの当たったドラマが放映されていましたが、納期限までに納付されない滞納国税を徴収するのが「徴収職員」です。徴収職員は、納税への誠実な意思が認められない滞納者に対して、裁判所からの判決などの執行名義を得ることなく、債権や動産・不動産の差押え、財産の換価といった強制執行することができる自力執行権を有している一方で、その極めて強力な自力執行権を無暗に行使せず、滞納者個々の実情に応じて納税の緩和制度により分割納付を認めるなど、バランスを取りながら滞納処分を適正に進めています。近年のコロナ禍や各種災害に応じて、特に滞納処分が適正に進められるよう配慮して局・署を指導しています。そう、滞納残高の圧縮も一朝一夕にはいかないのです。そのため、AI・各種データの活用等を進め、人的リソースを最大限活かすた

めの体制作りを行うなど、滞納の未然防止を図りつつ滞納処分を効果的・効率的に進めなければなりません。

国際協力への貢献

その中で、国外への財産移転により徴収を回避するような悪質な事案に対しては、各国の税務当局が協力して互いに相手国(令和5年10月1日現在約80か国)の租税を徴収する「徴収共助」を租税条約に基づき実施しています。この徴収共助、日本での本格的な取組開始から10年経過し、共助要請可能国が拡大し、対応できる職員の育成も含めた執行協力体制も整いつつあるところ、他方で、日本と強い経済的関係にある東・東南アジア圏には徴収共助ができない国もあります。このような国に対して、国際会議や途上国に対する研修の場を通じた啓蒙活動をしています。特に、日本は滞納国税を国庫へ収納する割合が9割を超えており、諸外国と比較しても非常に高い水準であることから、日本の滞納整理への取組は注目されています。中長期的な視点で国内の執行体制を整備しつつ、諸外国との協力体制も築いていく、そのマネジメントの幅広さと責任に圧倒されそうですが、大きなやりがいを感じています。

課長補佐

変わらぬ使命



- H18.4 国税庁 長官官房 国際業務課
- H19.7 国税庁 課税部 酒税課
- H20.7 名古屋国税局 岐阜北税務署 法人課税部門
- H21.7 留学(ボストン大学)
- H22.7 財務省 主税局 参事官付 租税協定第一係長
- H24.7 国税庁 調査査察部 調査課 国際係長
- H25.7 金融庁 総務企画局 企業開示課 課長補佐
- H27.7 国税庁 課税部 酒税課 課長補佐
- H28.7 国税庁 長官官房 人事課 課長補佐
- H29.7 国税庁 課税部 法人課税課 課長補佐
- R1.7 国税庁 長官官房 企画課 課長補佐
- R2.6 育児休業
- R3.4 国税庁 課税部 消費税軽減税率制度対応室 課長補佐
- R3.7 国税庁 課税部 軽減税率・インボイス制度対応室 課長補佐
- R4.7 国税庁 課税部 消費税室 課長補佐
- R5.7 現職

国税庁 調査査察部 調査課 課長補佐 **竹中 茉莉子**

大規模法人の税務コンプライアンスの維持

調査課は、上場企業や外国法人等、皆さんが良く知る大企業を所管しており、それら企業の税務コンプライアンスを維持・向上させることを使命としています。

多様な取引形態を有し、海外にも数多くの子会社や支店を持つ大企業の税務処理が正しく行われているかどうか確認するため、調査課には、税務調査と法人税・消費税に精通したプロフェッショナル集団が集まっています。

諸外国の税制にも敏感に

調査課では、諸外国の税制についても、常に最新の情報を得るようにしています。

大企業は、日本と外国の税制の違いを巧みに利用し、グループ全体での税負担を小さくしているケースがあります。場合によっては、国内で多額の売り上げがあるにもかかわらず、税負担が限りなくゼロに近い、といったこともあります。このような国際的な節税スキームを把握した際には、その「穴」を塞ぐため、日本の税制を変えてもらうべく、制度当局に税制改正の申し入れも行っています。

変化する社会への対応

さて、私が国税庁に入庁した当時と今の社会とを比較すると、ネットを通じた取引が急速に進んだように感じます。例えば、海外から日

本に対して、オンラインで映像やゲームが配信されることも一般的となりました。このような、新たな取引の一つ一つにも税は密接に関係しています。特に、ネットを通じたクロスボーダー取引は、海外にいる納税者をいかに把握し、申告・納税してもらうかが、大きな課題となっています。

組織の変化

これまでご説明したような新たな課題に対応するため、調査課の調査も大きく変わってきています。その一つがデジタル化・データ活用の推進です。例えば、様々な情報をデータで取得し、突合・分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者の判定にも取り組んでいます。(どういう分析をしているか興味のある方は、国税組織の内側には是非入ってきて下さい。)

変わらぬ使命

組織内外の変化に触れてきましたが、冒頭に触れた調査課の使命は、どのような時代も変わりません。読者の皆さんが、近い将来、この変わらぬ使命と一緒に果たしていく仲間となることを願っています。